

将来どうする？あなたの家

～今が肝心 空き家対策～

- ☑ そのまま使う
- ☑ 貸す・売る
- ☑ 取り壊す

少子高齢化の進展などにより、全国的に増加傾向にある「空き家」。それは、本市も例外ではありません。放置された空き家は、所有者の負担にとどまらず、周辺環境にもさまざまな悪影響を及ぼします。

いま、上の3つの選択肢のどれにもチェックがつかなかった方。もしかしたら、あなたの家は将来空き家になってしまうかもしれません。最も効果的な空き家対策は、「まだ住んでいる今のうちから、家の将来を考えておく」ことです。

※国土交通省では「概ね1年以上利用の実績がない住宅」を「空き家」と定義。

図 市生活環境課 環境保全係 TEL 34-0410

結城市の空き家数・空き家率の推移



空き家は「二次的住宅（別荘や一時的に寝泊まりする住宅）」「賃貸用住宅」「売却用住宅」「その他の住宅」の4つに分類されます。

その中でも、「その他の住宅」は長期的な不在が原因で判別できない住宅＝管理されず放置された可能性の高い住宅も含まれており、この数が年々増加しています。

空き家率の比較 (2018年)

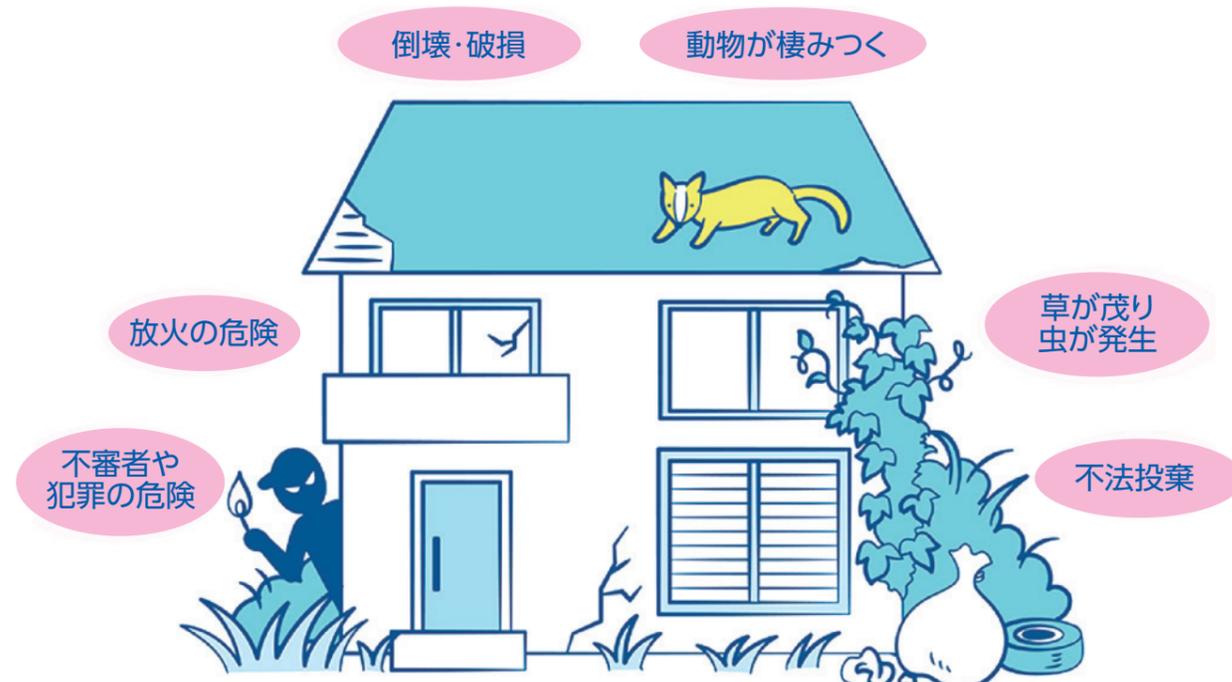
結城市：11.4%
茨城県：14.8%
全国：13.6%

< 出典：住宅・土地統計調査（総務省） >

空き家を放置しておくと、どうなる？

空き家の管理には労力や資金が必要になります。「家を相続で所有したが遠方に住んでいる」「経済的理由で適切な管理ができない」などの理由から、管理不全な状態になってしまうことも。しかし、空き家の管理を疎かにすると、近隣トラブルを始め、空き巣や不法投棄といった犯罪の温床にもなるなど、さまざまな問題を引き起こす可能性があります。

市では、2019年に「結城市空き家等対策推進条例」を施行し、「空き家の所有者は管理不全状態にならないよう適正な管理を行う」ことを定めています。空き家の様子を見たり、管理できない場合は業者に依頼するなどしましょう。万が一、適正な管理がされないまま放置され、事故などが発生して第三者に何らかの被害が出た場合、所有者が責任を負わなければなりません。



放置された空き家のリスク <出典：政府広報オンライン>

空き家の半数以上は腐朽・破損がある

国土交通省の調査によると、全国の空き家の半数以上に腐朽（朽ち果て）や破損があることがわかりました。

また、建築時期が古いほど腐朽・破損があるものの割合が大きく、昭和25年以前の建物では76.3%に、そのうち約6割の43.8%は建物の主要部分の不具合（屋根の変形や柱の傾きなど）が生じていました。

< 出典：令和元年空き家所有者実態調査（国土交通省） >

空き家の腐朽・破損の状況(全国)

空き家の半数以上は腐朽・破損がある

